

2024年度
【四国・関西地方対象】

子どもの笑顔はぐくみ プログラムのご案内

四国・関西の子どもたちのために
活動されている皆さまを応援します！

【助成金の目的】

子どもの笑顔はぐくみプログラムは、地域における子どもの健全な育成を目的として、子どもたちが安心して過ごすことのできる居場所づくりの取組みや児童虐待防止活動、障がい児への支援など、子どもを取り巻く様々な社会課題に取り組む四国4県・関西2府4県の法人または任意団体を対象に活動資金の一部を助成するものです。また、本助成金をとおして、皆さまの活動を広く知ってもらい、より多くの支援者を得ていただきたいと考えております。



助成対象となる活動分野

子どもの健全な育成を支援する次のような活動

- ① 子どもの安全・安心な居場所づくり(子ども食堂、学習支援等)に関する活動
- ② 不登校・ひきこもり等の子どもの訪問支援、学習支援・自立支援に関する活動
- ③ 児童虐待防止に関する活動(子どもの心のケア、里親活動など)
- ④ 自立援助ホームなど、義務教育を終了した青少年への支援活動
- ⑤ 特別な支援を要する子ども(身体障害、発達障害、知的障害)の発育・発達・教育等への活動
- ⑥ 難病の子どもを支援する活動

助成対象者

四国4県(徳島・香川・愛媛・高知)または関西2府4県(大阪府・京都府・兵庫県・奈良県、和歌山県、滋賀県)にて、社会福祉の振興に寄与する事業を行う、営利目的としない次の法人または団体。

- 一般法人(法人税法上の非営利型法人の要件を満たす一般社団法人・一般財団法人)
- 特定非営利活動法人(NPO法人)
- ボランティア団体、市民活動団体など非営利かつ公益に資する活動を行う任意団体(メンバー3名以上で活動していること)

助成の対象外は「募集要項に関する注意事項」をご確認ください。

助成金額

助成総額はA・B・Cあわせて2,400万円を予定しています。申請する活動内容に応じてご選択ください。

A: 継続事業助成コース【1団体あたり上限50万円/30団体程度(概算払い)】

原則として既存事業の充実や事業の継続を目的とした助成金です。新規事業でも活動が小規模あるいは希望金額が少額であればこちらを選択できます。

B: 事業発展助成コース【1団体あたり上限80万円/8団体程度(概算払い)】

他の団体や地域に波及が期待できる活動あるいは緊急的に取り組まなければならない活動など、多角化・新展開につながる取組みへの助成金です。また、今回の助成金では、地縁団体等と連携し、互いの強みを生かして、地域における社会課題解決を図るといった取組みに関して、採択を優先いたします。

C: スタートアップ助成コース(任意団体対象)【1団体あたり上限20万円/13団体程度(概算払い)】

本年度の助成事業では、設立初年度(設立から1年以内)の運営資金として助成いたします。

※2023年以前に当法人から助成金を受給している法人・団体は、事業完了報告書(活動途中の場合は中間報告)を当財団に必ず提出してください。

※過去に連続して当法人の助成金を受給している場合、採択の優先度は低くなります。

応募期間

2024.7.17(水)~2024.8.30(金) ※簡易書留等は当日消印有効

助成対象となる活動の実施期間

2024.12.1(日)~2025.12.31(水)

助成対象経費

助成対象となる経費の項目(勘定科目)は以下の通りです。

・諸謝金	・備品費(条件あり)	・図書費	・水道光熱費(条件あり)
・臨時雇賃金	・印刷製本費	・備品賃借料	
・旅費交通費	・広告宣伝費	・施設利用料	
・消耗品費	・通信運搬費	・保険料	

詳細は募集要項の「助成対象経費」「助成対象外の経費について」をご覧ください。

応募の流れ

応募(エントリー)

- ・当財団ホームページの子どもの笑顔はぐくみプログラム応募フォームに必要事項を入力してください。
- ・入力内容を確認後、送信ボタンをクリックし登録してください。
- ※この時点では仮エントリーの状態です。必要書類をご提出いただくことで正式な応募となりますのでご注意ください。

必要書類を準備

- ・必要書類に記載されている(1)~(7)をご準備ください。
- ・「助成申請書」は当財団ホームページよりダウンロードし作成してください。

申し込み期限までに必要書類を提出

- ・必要書類に記載されている(1)~(7)を当財団事務局まで郵送またはメールいずれかの方法でご提出ください。
- 提出先: 一般財団法人チャイルドライフサポートとくしま 事務局宛
〒779-0113 徳島県板野郡板野町黒谷字東原33-5
Email: info@cls-tokushima.org
- ※お送りいただきました書類の返却はできませんので、コピーは必ずお手元に保管しておいてください。

申請先および問い合わせ先

